第二十五条の二十　法第三十一条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　労働契約の期間に関する事項

二　期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

三　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

四　始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

五　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

六　派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

（法第三十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項）

第二十七条の二　法第三十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項は、当該労働者派遣に係る派遣労働者に関して、次の各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出るべきこととされている行政機関に提出されていることの有無とする。

一～三　（略）

2　（略）

（法第三十五条第一項第六号の厚生労働省令で定める事項）

第二十八条　法第三十五条第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第三十七条第一項第十号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第三十条の二　法第三十七条第一項第十号の厚生労働省令で定める教育訓練は、法第三十条の二第一項の規定による教育訓練とする。

（法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項）

第三十一条　法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

三～十一　（略）

（削る）

第三十二条の四　（略）

（新設）

（法第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項）

第二十七条の二　法第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、当該労働者派遣に係る派遣労働者に関して、次の各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出るべきこととされている行政機関に提出されていることの有無とする。

一～三　（略）

2　（略）

（法第三十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項）

第二十八条　法第三十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第三十七条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第三十条の二　法第三十七条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練は、法第三十条の二第一項の規定による教育訓練とする。

（法第三十七条第一項第十二号の厚生労働省令で定める事項）

第三十一条　法第三十七条第一項第十二号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

（新設）

二～十　（略）

（法第四十条第五項の厚生労働省令で定める措置）

第三十二条の四　法第四十条第五項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報の提供

二　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準に関する情報の提供

三　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者の募集に係る事項（賃金に係る情報に関する部分に限る。）の提供

四　その他法第三十条の三第一項の規定により派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の賃金が適切に決定されるようにするために必要な措置

第三十二条の五　（略）